

技能章審査員推薦基準一覧

ボーイスカウト茨城県連盟

共通推薦条件	●技能章審査に当たっては、各技能章の全課目の指導及び審査に対応できる十分な知識と能力を有していることが基本であるので、下記に掲げる資格等を満たす者を候補者として推薦をする前に、<u>各技能章の全課目を提示し対応できるか否かを確認すること。</u> ●推薦に必要な資格・能力を有する者は、申請書にその資格・能力を詳しく明記すること。
--------	---

技能章名称・番号	技能章指導員・審査員に求められる標準的な能力・資格等	その他事項
01 野営章(隊長認定へ移行)	スカウトキャンプに熟練しており(A)、 <u>県野営法研究会(Step1)を修了した者(B)</u> 、または同等の能力があると県コミッショナーが認めた者(C)。	A&(B or C) 同等以上の能力についてはその根拠を提示
02 野営管理章	スカウトキャンプに熟練しており(A)、 <u>県野営法研究会(Step1)の講師になった者(B)</u> 、または同等の能力があると県コミッショナーが認めた者(C)。	A&(B or C) 同等以上の能力についてはその根拠を提示
03 救急章	救急隊員(A)、または日赤救急員適任証を有する者(B)、もしくは救急医療に携わる者(C)。	A or B or C
04 炊事章(隊長認定へ移行)	スカウトキャンプ(A)および野外料理に熟練している者(B)で、 <u>野営法研究会(Step2)を修了した者(C)</u> 。	(A&B) & C
05 公民章(新設・隊長認定)		
06 パイオニアリング章(新設)	ロープ結びに堪能(A)で、信号塔・台形橋脚・筏等の大型構築物の構造設計・作業の安全管理ができ(B)、構築の指導の経験を有する者(C)	A&B & C
07 リーダーシップ章(新設・隊長認定)		
08 ハイキング章(新設・隊長認定)		
09 スカウトソング章(新設・隊長認定)		
10 通信章(新設・隊長認定)		
11 計測章(新設・隊長認定)		
12 観察章(新設・隊長認定)		
13 水泳章	指導員(A)または、水泳に堪能であり水泳章の各課目に精通している者(B)。	A or B
14 案内章	当該地域に長期間(5年以上)居住し(A)、その(審査する)地域の状況に精通している者(B)。	A&B
15 エネルギー章	エネルギー業務に従事しているか(A)、エネルギーについて専門知識を有する者(教員・研究者等)(B)。	A or B
16 介護章	介護福祉士(A)、または各種障害に応じた介護に携わっている者(特殊教育諸学校、福祉施設等に勤務している者)(B)か、それと同等以上の経験を有する者(C)。	A or B or C 同等以上の経験についてはその根拠を提示
17 看護章	看護師(A)、または、日赤看護法講習会を修了している者(B)。	A or B
18 手話章	手話に堪能である者。	指導ができるレベル
19 世界友情章	国際交流をコーディネートしている者。	
20 通訳章	英検2級以上(A)か英会話に堪能である者(B)。英語以外の言語については同等の語学力を有する者。	A or B 英語以外の言語を明示
21 点字章	点字を打つこと(A)と読むこと(B)に堪能である者。	A&B 指導ができるレベル
22 園芸章	園芸を職業とするか(A)、自家農園を有し園芸に精通している者(B)。	A or B
23 演劇章	演劇に堪能であり(A)、指導の経験を有する者(B)。または、芸術大学(演劇関連学科)卒業生。(C)	(A&B) or C
24 音楽章	音楽に堪能であり(A)、指導の経験を有する者(B)。または、音楽大学卒業生(C)。	(A&B) or C
25 絵画章	絵画に堪能であり(A)、指導の経験を有する者(B)。または、美術大学(絵画関連学科)卒業生(C)。	(A&B) or C
26 華道章	華道の指導にあたっている者(A)か、師範の資格を有する者(B)。	A or B
27 茶道章	茶道の指導にあたっている者(A)か、師範の資格を有する者(B)。	A or B
28 写真章	カメラに精通し(A)、写真展などで入賞(B)、または指導の経験を有する者(C)(写真連盟に所属していることが望ましい)。もしくは写真撮影を職業にしている者(D)。	(A&(B or C)) or D
29 書道章	有段者であり(A)、指導の経験を有する者(B)。	A&B

30	竹細工章	竹細工を職業とする(A)か、それと同等の能力を有する者(B)。	AorB	
31	伝統芸能章	伝統芸能について専門知識を有する者(A)、および伝統芸能の保存に堪能な者(B)。	A&B	
32	文化財保護章	郷土研究家(A)・社会科教員(B)・県の文化財保護課(C)・市町村社会教育担当(D)の経験を有する文化財の保護に精通した者(E)。	(AorB orC orD)&E	
33	木工章	大工を職業にするか(A)、それと同等の能力を有する者(B)。	AorB	
34	安全章	衛生管理者(A)、もしくは防災関係の業務に従事(B)しているか、精通している者(C)。	Aor(B orC)	
35	湾岸視察章	船舶業務に従事している者(A)、または沿岸視察業務に堪能である者(B)。	AorB	
36	家庭修理章	日曜大工に用いる道具の使用に熟達している者。		
37	環境衛生章	環境衛生に精通している者。		
38	コンピューター章	基本情報技術者(A)か、コンピュータ業務に従事し(B)専門知識を有する者(C)。	Aor(B &C)	
39	裁縫章	裁縫を職業とする(A)か、それと同等の能力を有する者(B)。	AorB	
40	搾乳章	搾乳業務に従事している(A)か、その経験を有する者(B)。	AorB	
41	自動車章	自動車運転免許(普通自動車以上)を保有し(A)、運転(B)または整備(C)業務に従事している者(2級整備士以上の資格を有すること)(D)。	A&((B orC)& D)	
42	事務章	各種の事務的なことに堪能である者。		
43	珠算章	珠算2級以上の資格を有し(A)、計算業務に堪能である者(B)。	A&B	
44	消防章	消防業務に従事している(A)か、その経験を有する者(B)、または防火管理者の資格を有する者(C)。	AorB orC	
45	信号章	信号を使用する業務に従事しているか(A)、信号に関して十分な知識を有する者(B)。	AorB	
46	森林愛護章	林業関係の職業に従事している(A)か、その経験を有する者(B)、もしくは森林インストラクター(C)。	AorB orC	
47	洗濯章	洗濯を職業とするか(A)、それと同等の能力を有する者(B)。	AorB	
48	測量章	測量を職業としている者(A)で、測量士補以上(B)か、2級建築士以上の有資格者(C)。	A&(B orC)	
49	測候章	測候業務に従事している(A)か、または測候に関して十分な知識を有する者(B)。	AorB	
50	鳥類保護章	鳥類保護員か(A)、それと同等の能力を有する者(B)。	AorB	
51	釣り章	釣りに堪能(A)で、課目指導・考査ができる者(B)。	A&B	
52	溺者救助章	溺者救助に熟達している者、(溺者救助員適任証を有していること)。		
53	電気章	工業高校電気科卒(A)、または同等の能力を有する者(電気工事、電気主任技術者であること)(B)。	AorB	
54	天文章	天文に関する職業に従事している(A)か、または天文に関し十分な知識を有する者(B)。	AorB	
55	土壌章	農耕業務に従事している(A)か、農学について専門知識を有する者(B)。	AorB	
56	農機具章	農耕業務に従事している(A)か、農学について専門知識を有する者(B)。	AorB	
57	農業経営章	農耕業務に従事している(A)か、農学について専門知識を有する者(B)。	AorB	
58	簿記章	簿記検定1級以上の者(A)であり、指導の経験を有する者(B)。	A&B	
59	無線通信章	第4級アマチュア無線技士以上の資格を有し(A)、交信経験が豊富である者(B)。	A&B	
60	有線通信章	有線通信の技術関係業務に従事している者。		
61	養鶏章	養鶏業務に従事している(A)か、その経験を有する者(B)。	AorB	
62	養豚章	酪農業務に従事している(A)か、その経験を有する者(B)。	AorB	
63	ラジオ章	工業高校電子科卒(A)か、同等の能力を有する者(ラジオに精通していること)(B)。	AorB	
64	わら工章	わら工について堪能である者。		
65	アーチェリー章	地域のアーチェリー協会・連盟に加盟する者(A)で、2級以上の資格を有する者(B)。	A&B	
66	オリエンテーリング章	OL協会のインストラクターの資格を有する者(A)、または同等の技能経験を有する者(B)。	AorB	同等以上の能力についてはその根拠を提示
67	カヌー章	パッジテストB級以上の有資格者(A)か、日本体育協会公認コーチ有資格者(B)	A&B	

68 自転車章	自転車の販売修理を職業にする者(A)、または同等の能力を有する者(B)でサイクリングに熟練している者(C)。	(AorB)&C	
69 スキー章	バッジテスト2級以上の資格を有する(A)か、スキーに堪能である者(B)。	AorB	「堪能」とは、バッジテスト2級相当の者
70 スケート章	バッジテスト2級以上の資格を有する(A)か、スケートに堪能である者(B)。	AorB	「堪能」とは、バッジテスト2級相当の者
71 漕艇章	船員(A)またはそれに準ずる業務に従事する(B)か、海洋活動に堪能である者(C)。	AorB orC	
72 登山章	日本山岳協会(A)または、日本山岳会(B)所属の会員である者(C)。	(AorB) &C	
73 馬事章	馬術に堪能である者。		
74 パワーボート章	4級小型船舶操縦免許(H15.6.1からは新免許「2級小型船舶操縦士免許」)(A)またはそれと同等の有資格者(B)で、指導の経験がある者(C)。	(AorB) &C	同等の有資格についてはそれを提示
75 ヨット章	バッジテスト中級3級以上の資格を有する者(A)で、指導の経験を有する者(B)。	A&B	
76 武道・武術章	武道の有段者(A)で、指導の経験を有する者(B)。	A&B	
77 環境保護章	環境保全・保護や環境教育に精通している者。		
78 報道章(新設)	ニュース等の報道に従事している(A)か、企業・行政団体広経験を有する者(B)。	AorB	
79 薬事章(新設)	薬剤師(A)または医師(B)である者	AorB	
80 防災章(新設)	行政や地域、企業や団体の防災担当者(A)か、担当した経験のある者(B)	AorB	
81 情報処理章(新設)	情報処理技術者(A)であるか、IT業務に従事して専門知識を有する者(B)	AorB	
82 情報通信章(新設)	情報処理技術者(A)であるか、ICT業務に従事して専門知識を有する者(B)	AorB	
83 ネットユーザー章(新設)	ネットリテラシーの教育に携わり、指導の経験を有する者		

※野営法研究会STEP2指導員は、その任務の一環として01野営章、02野営管理章の技能章考査員となる。